(参考1)

概要

# 令和4年度予算の編成等に関する建議(概要)

# 総論

# ○「例外」からの脱却

- ~新型コロナに対する当初の緊急的対応から「正常化」へ~
- ・昨年来、新型コロナ感染拡大という緊急事態に直面し、経済面でも財政面でも「戦後最大の例外」とも言える状態となった。ウイルスの性質が分からない中で飲食・旅行を中心に経済活動を制限。事業者と家計にかつてない規模の支援を行うなど、昨年度に3次にわたる補正予算を編成。
- ・今後求められるのは、新たな変異株を含め再度の感染拡大への備えをしっかり行いつつ、経済を「正常化」し、ポストコロナの世界において我が国の経済社会が持続的に成長できるよう、コロナ禍に炙り出された多くの課題に目を逸らすことなく、改革に取り組むこと。
- 昨年来の対応を前例とすることなく、経済、財政の「正常化」に取り組み、「例外」から脱却しなければならない。

# 〇 我が国財政をめぐる環境変化と対応余力の必要性

- ・全世代型社会保障改革により、**受益(給付)と負担のアンバランスを是正**し、国民が必要とする社会保障制度の持続可能性を高めることで、特に、**現役世代の将来不安を払拭し、希望が持てるようにしていくべき**。
- ・短期国債の増加は、**金利変動に対する脆弱性**をもたらしている。財政状況の悪化を放置して日本国債の格下げが生じれば、日本企業の競争力が低下しかねない。
- ・先進諸外国では新型コロナ対応による財政状況の悪化を踏まえ、財源確保や財政健全化に向けた取組を検討・開始する動き。
- ・「3つのリスク」、すなわち**震災等の自然災害や感染症、金利の上昇**が起きた際に、**危機に対応できる財政余力を確保**しておくことが不可欠。

# 〇 責任ある財政運営に向けて

- ・プライマリーバランスの黒字化目標を凍結するといった方針変更を行うことなく、財政健全化に向けて着実に歳出・歳入両面から改革を進めるべき。新型コロナ対応により困難な状況に陥っている企業や家計に対する当面の必要な支援と財政健全化目標は両立可能。
- ・財政は国の信頼の礎であり、財政健全化の旗はしっかりと掲げ続けなければならない。

# 〇 令和4年度予算編成の課題

・骨太2021における「目安」に沿った予算編成を行うとともに、新経済・財政再生計画の「改革工程表」に沿った歳出改革の取組を継続し、着実に財政健全化を進めるという我が国の意思を改めて内外に示すものでなければならない。

# 1. 社会保障

- ・社会保障関係費は「高齢化による増加分」に相当する伸びにおさめる必要がある。その増加分の算出も厳格化・適正化を行う必要。
- ・診療報酬改定について、**薬価**については、市場実勢価格にあわせる改定を行ってきたが、**薬剤費総額は増加**している。**診療報酬(本体)**については、高齢化等の要因による伸びに更に上積みする「プラス改定」を続けてきたが、「マイナス改定」を続けることなくして医療 費の適正化は到底図られない。 どちらも高い自然増に基づく要求額が出発点となっている。
- ・足もとの**医療費の動向**は新型コロナ**感染拡大前の水準を上回っている。さらに補助金が収入として加算**されるため、医療機関の経営 実態は近年になく好調。こうした分析を行う医療経済実態調査は少ないサンプルなどの問題を抱えており、全ての医療法人が提出している事業報告書をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に構築すべき。
- ・医療福祉分野においては、現場で働く方々に正しい分配がなされているか精査が必要。介護や保育については、処遇改善の取組が職員の実際の賃金引上げにつながる実効的な仕組みを構築すべき。看護については、高い自然増に基づく処遇改善に充てる原資の存在や診療報酬の医科・歯科・調剤の硬直的な改定率の在り方も含めた分配の方法見直しが必要。
- ・コロナ禍で浮き彫りになった医療提供体制の課題に取り組むべく、「なんちゃって急性期病床」を見直すための地域医療構想の実現や ゲートキーパー機能を持ったかかりつけ医の制度化を進め、そのための包括払いも進めるべき。その際、財政支援で医療機能の強化を 図ることには限界があり、規制的手法など実態面の改革とあわせて取り組み、「インプット重視」・「量重視」の医療機関本位のいわば「縦 突進」型とも言うべき診療報酬体系から、「アウトカム重視」・「質重視」の患者本位かつ医療機関等相互の面的・ネットワーク的な連携・ 協働をより重視する「横連携」型の体系へシフトすべき。
- ・個別の診療報酬項目についてもPDCAを踏まえ、機能強化加算、地域医療体制確保加算、後発医薬品調剤体制加算などを見直 すべきである。また、リフィル処方の導入に取り組むべき。
- ・薬価総額のマクロ経済スライドの導入も検討しつつ、調整幅の廃止をはじめ、聖域ない薬価改定の厳格化に踏み込むべき。
- ・雇用調整助成金の特例については、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ、見直していくべき。また、現状の雇用保険財政の逼迫に対しては、まずは保険料率を戻すことにより対応すべき。他方、今般の新型コロナ禍の対応も踏まえ、平時と有事における国の責任の範囲を再整理する必要がある。

#### 2. 地方財政

- ・一般財源総額実質同水準ルールの下、国と地方が足並みを揃えて経済再生と歳出改革に取り組み、生じる財源余剰を活用し地方公共団体の臨時財政対策債や交付税特会の借入金の圧縮を行うなど、**国・地方を通じた財政の健全化につなげていく**ことが重要。
- 新型コロナ対応に関し、地方創生臨時交付金の使途について、国費による支援が真に必要なものか精査・検証を行うとともに、適切な効果検証が行えるようKPIの設定等を行うべき。また、国から地方への財政移転の規模が適切なものであったか、基金残高の増減要因も含め検証していく必要。
- ・地方財政計画のいわゆる「枠計上経費」の適正化に向け、計画と決算の比較が可能となるよう工夫を進め、PDCAサイクルを回す必要。
- ・地方行財政の効率化のため、**社会保障制度の運用の適正化**、インフラの広域化や規模の適正化(「**省インフラ**」)、PFS方式の契約 やESG債の活用による**民間資金・サービスの活用**など、地方公共団体における取組を進めることが重要。

#### 3. 文教·科学技術

- ・人口減少・厳しい財政事情・民間部門の資金余剰等の構造的課題を踏まえて、文教・科学技術分野の予算の質を高めていくべき。
- ・限られた人的リソースを前提とし、小学校高学年の教科担任制を推進する場合は、小中連携・授業交換・オンライン授業の工夫等、 定数増に頼らない工夫も必要。
- ・限られた財政資金を有効に活用すべく、博士課程の質の向上や国大運営費交付金の配分のメリハリ強化に取り組むとともに、研究活動の国際性向上や効率的な研究資源配分等により科学技術の投資効果を引き上げる必要。
- ·民間資金獲得のインセンティブを強化するため、文化関係の補助金等の仕組みを見直し。

#### 4. 社会資本整備

- ・「量」から「質」への転換の更なる進展に向けては、インフラ整備の各分野において、これまで以上にソフト対策とハード対策を一体のものとして効果を最大化させるため、地方公共団体・住民・民間事業者等、あらゆる関係者の行動変容を促すことが重要。
- ・**防災・減災対策**については、**国土政策的な観点を踏まえ、各取組を評価し改善するプロセスを確立**していくとともに、原形復旧によらず に効率的な復旧・復興を行う場合のインセンティブ強化など**各取組の改善を推進すべき**。
- ・建設業をはじめとする生産性の向上・効率化等や適切・効率的な老朽化対策といった課題への対応についても、予算の質の向上に向 け、各取組の進展を図るべき。

#### 5. 農林水産

- ・米政策に関して、**大規模な農業経営体が、収益性が低く補助金の多い転作作物を作付けする傾向**にあることから、**水田農業の生産性を高め**つつ、**転作助成金の財政上の持続可能性を高め**ていくために、輸出用米や高収益作物の作付けを促していくべき。
- ・農業人口の減少が進む中、農地の生産性を高めるために、農地バンクの抱える諸課題を踏まえ、農地の集積・集約を更に高めるべき。
- ・農林水産物・食品の輸出5兆円目標の達成に向け、民間の品目別団体に関する諸外国の取組も参考としながら、高品質に見合う価格で利潤をあげつつ、マーケットインの取組強化を図るべき。

### 6. グリーン (エネルギー・環境)

- ・2050年カーボンニュートラルや2030年度削減目標の達成には、民間企業の技術や資金を積極的に活用していくことが不可欠であり、予算、税だけでなく、金融、規制改革・標準化、国際連携といったあらゆる政策を総動員する必要。特にエネ特事業については、民間の自主的な取組を促す等の観点から、施策の必要性・有効性・効率性を不断に検証し、抜本的に見直し、重点化すべき。
- ・地球温暖化対策を行っていくにあたっては、ペイアズユーゴー原則を守り、将来世代に負担を先送りしないよう必要な財源を確保しながら取組を進めるべき。

## 7. 中小企業

- ・新型コロナによる影響は事業者によって様々である中で、事業者の置かれた状況に応じて、支援を重点化すべき。
- ・マクロでみた債務過剰感は限定的である一方、**個別にみれば債務が過大となった事業者も存在**するため、**事業再生支援を強化すべき**。
- ・コロナ禍の創業や事業承継の減少による経営資源の散逸等を防ぐため、事業承継支援を強化すべき。

#### 8. 外交関係

- ・ODA予算については、**二国間協力と多国間協力を総合的にとらえて対応**するとともに、国際社会の変化に機敏に適応して、**支援分野や対象地域を重点化**すべき。
- ・無償資金協力については、予算の交付方法や交付後の資金管理の在り方、一定期間が経過した事業に係る資金の国庫返納など、 適正化を図り、実行に移していくべき。
- ・JICA予算については、デジタル技術を活用した業務効率化の取組を進め、予算の効率的な執行につなげていくべき。
- ・在外公館については、PDCAサイクルを徹底することを通じて、新設のみならず降格やスリム化、廃止を含めて検討すべき。

#### 9. デジタル

- ・政府情報システムの運用及び改修経費の3割削減目標や業務改革等について、今後どのように進めていくのかを、デジタル庁主導で関係所省と早急に検討を行い、ロードマップなどの形でとりまとめることが必要。
- ・マイナポータルについて、利用者目線に立ち、使い勝手を良くするなどして、アプリ評価向上などに向け、デジタル庁において適切なKPI を設定し抜本的改善を図るべき。

#### 10. 防衛

- ・防衛関係費の水準の在り方については、**防衛関係費とそれに見合う国民負担の水準、公共投資や科学技術など他経費とのバランス、** 我が国がとるべき戦略等を議論した上で、検討することが必要。
- ・限られた資源の下、**我が国の防衛力の質・量を適切に確保するための調達改革の取組**、新領域(宇宙・サイバー・電磁波)等の**新たな専門性に対応した人材施策の見直し**も、引き続き進めるべき。